

伊勢原市学校事務連絡協議会交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校事務の円滑な運営、伊勢原市教育委員会と伊勢原市立学校事務職員との連絡調整及び学校事務の調査研究の活動に対し、予算の範囲内において伊勢原市学校事務連絡協議会交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 交付の対象とする団体は、伊勢原市学校事務連絡協議会とする。

2 交付の対象とする経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 活動に必要な消耗品費などの需用費
- (2) 活動に必要な通信運搬費などの役務費
- (3) その他研修会、会議等に必要経費

(交付金の額)

第3条 交付金の額は、前条第2項に規定する経費の額とする。ただし、50,000円を限度とする。

(交付の申請)

第4条 伊勢原市学校事務連絡協議会長は、交付金を受けようとする年度の5月末日までに、伊勢原市学校事務連絡協議会交付金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事務事業計画書
- (2) 収支予算書

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請があり、審査等の結果、交付金を交付すべきものと決定したときは、伊勢原市学校事務連絡協議会交付金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(変更交付の申請)

第6条 前条の通知を受けた者が、交付金の交付申請額を変更しようとする場合は、伊勢原市学校事務連絡協議会交付金変更交付申請書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更事務事業計画書
- (2) 変更収支予算書

(変更交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があり、審査等の結果、交付する金額を変更すべきものと決定したときは、伊勢原市学校事務連絡協議会交付金変更交付決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(変更の承認)

第8条 規則第6条の規定により交付金の交付決定を受けた事業（以下「交付決定事業」という。）の内容若しくは経費の配分の変更（次条に定める軽微な変更を除く。）又は

中止若しくは廃止をしようとする場合は、伊勢原市学校事務連絡協議会交付金交付決定事業変更（中止・廃止）承認申請書（第5号様式）に変更の理由又は中止若しくは廃止の理由等を記載し、関係資料を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、伊勢原市学校事務連絡協議会交付金交付決定事業変更（中止・廃止）承認申請書が提出され、審査等の結果、変更又は中止若しくは廃止すべきものと決定したときは、伊勢原市学校事務連絡協議会交付金変更（中止・廃止）承認決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（軽微な変更）

第9条 規則第7条第1項第1号の軽微な変更は、交付決定の基礎となった対象経費の10%以下の額のものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第10条 規則第9条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から10日を経過した日までとする。

（交付金の交付）

第11条 交付金は、対象事業が完了した後において交付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、対象事業の完了前に交付金の全部又は一部を交付することができる。

2 前項の規定により交付金の交付を受けようとするときは、伊勢原市学校事務連絡協議会交付金交付請求書（第7号様式）に伊勢原市学校事務連絡協議会交付金交付決定通知書又は伊勢原市学校事務連絡協議会交付金変更交付決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 規則第14条の規定による実績報告は、伊勢原市学校事務連絡協議会交付金実績報告書（第8号様式）により、当該対象事業の完了の日から30日を経過した日又は当該年度の翌年度の6月30日のいずれか早い日までに行わなければならない。

（交付金額の確定）

第13条 市長は、伊勢原市学校事務連絡協議会交付金実績報告書が提出され、規則第15条の規定に基づいて交付金の確定を行った結果、第5条の交付決定の額（第7条の変更交付決定を行った場合は、その額）と確定額が相違する場合は、伊勢原市学校事務連絡協議会交付金確定通知書（第9号様式）により通知するものとする。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、現に提出されている伊勢原市補助金等の交付規則の一部を改正する規則（平成12年伊勢原市規則第32号）による改正前の規則（以下「旧規則」と

いう。)に定める様式による交付申請書等は、この告示に規定する交付申請書等とみなす。

3 この告示の施行の際、現に存する旧規則に定める様式による交付申請書等の用紙は、当分の間、必要な修正をした上で使用することができる。

第1号様式（第4条関係）

平成 年度伊勢原市学校事務連絡協議会交付金交付申請書

平成 年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

①

平成15年度の交付金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

交付申請額 _____ 千円

(注) 事務事業計画書及び収支予算書を添付してください。

平成 年度伊勢原市学校事務連絡協議会交付金交付決定通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

平成 年 月 日付けで申請のありました交付金については、伊勢原市補助金等の交付規則第6条の規定に基づいて、次のとおり決定しましたので通知します。

平成 年 月 日

伊勢原市長



1 交付金交付決定額 _____千円

2 交付条件

補助の目的に反するときは、補助金等の全部又は一部の返還を命ずること。

（事務担当は、教育総務課）

第3号様式（第6条関係）

年度伊勢原市学校事務連絡協議会交付金変更交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

④

年度の交付金の変更交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

交付申請額 _____ 千円

（注） 事務事業計画書及び収支予算書を添付してください。

年度伊勢原市学校事務連絡協議会交付金変更交付決定通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年 月 日付けで提出されました変更交付申請書の内容を審査
しました結果、次のとおり変更交付決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



1 変更交付決定額 _____ 千円
(変更前の交付決定額 _____ 千円)

2 交付条件

(事務担当は、)

第5号様式（第8条関係）

年度伊勢原市学校事務連絡協議会交付金交付決定事業
変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

㊞

次のとおり交付金交付決定事業の変更（中止・廃止）について承認を受けた
ので、関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容
（変更前）

（変更後）

2 変更の理由

年度伊勢原市学校事務連絡協議会交付金変更（中止・廃止）
承認決定通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年 月 日付けで提出されました変更（中止・廃止）申請書の
内容を審査しました結果、次のとおり承認しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



変更（中止・廃止）の内容

（事務担当は、 ）

第7号様式（第11条関係）

平成 年度伊勢原市学校事務連絡協議会交付金交付請求書

平成 年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

請求者名称及び
代表者氏名

㊞

交付決定のありました交付金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請
します。

- | | | |
|-----------|-------|----|
| 1 交付決定通知額 | _____ | 千円 |
| 2 既交付額 | _____ | 千円 |
| 3 今回交付請求額 | _____ | 千円 |
| 4 未交付額 | _____ | 千円 |

5 添付書類

- 伊勢原市学校事務連絡協議会交付金交付決定通知書の写し
伊勢原市学校事務連絡協議会交付金変更交付決定通知書の写し

（注）上記のいずれかにレ印を付けてください。

第8号様式（第12条関係）

平成 年度伊勢原市学校事務連絡協議会交付金実績報告書

平成 年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

事業者名称及び
代表者氏名

⑨

平成 年度交付金に係る実績を次のとおり報告します。

- 1 交付決定額 _____ 千円
- 2 実績額 _____ 千円
- 3 不用額 _____ 千円

（注） 事務事業成果報告書及び収支決算書（見込み）を添付してください。

年度伊勢原市学校事務連絡協議会交付金確定通知書

住所又は
所在地

事業者名称及び
代表者氏名

年 月 日付けで提出されました実績報告書を審査しました結果、次のとおり確定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



- 1 交付金交付（変更交付）決定額 _____ 千円
- 2 交付金確定額 _____ 千円

（事務担当は、 _____ ）